

□条例制定の必要性と効果

①法の制定目的の実現

【空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針】

空家等の適切な管理を行うことの重要性。管理不全の空家等が周辺地域にもたらす諸問題については、空家等の所有者に限らず、広く住民全体で共有されることが望ましい。

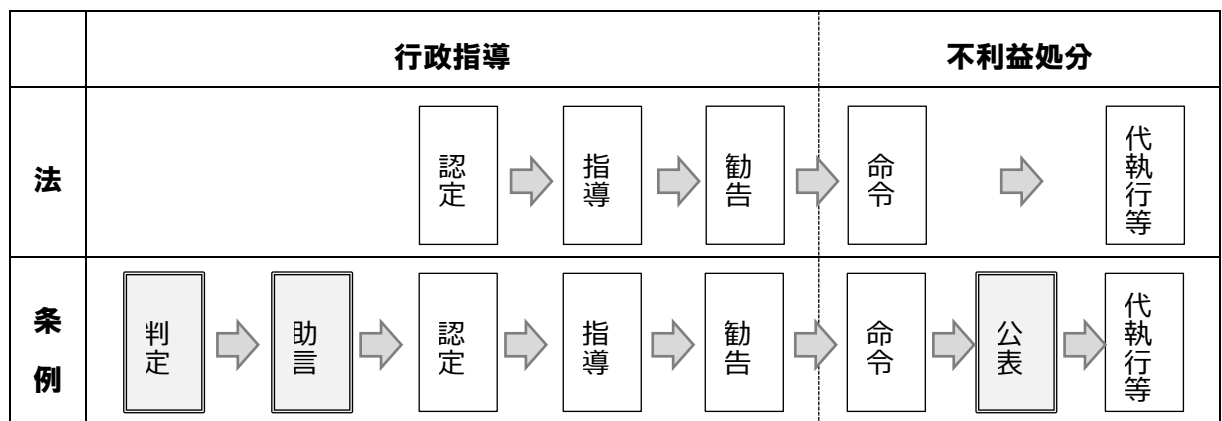
町民の空き家対策への関心を広く惹き起こし、地域全体でその対処法策を検討・共有できるよう町民の機運を高め、所有者・町・町民・関係機関が協働して空き家対策を進めていく事を町民全体で共有

②地域の実情に応じた対策の実現

(1)町民（地域住民）の役割や空き地に関する対策を規定し法を補完

- ①空き家対策の実施にあたり町民（地域）全体で取り組む。
- ②法の適用外である空き地に関する施策について取り組む。

(2)特定空き家等対策について条例独自の対応・措置を追加



(3)危険空き屋への緊急措置対応について追加

- ①空き家等に対する緊急安全措置について所有者等が確知できない、又は時間を要する場合や通知することが困難な場合に町が実施する必要最小限行為として規定
- ②消防による緊急安全措置の実施といった関係機関との連携による対応について位置づけ

③空き家対策に対する実効性の担保と手続き等の明確化

(1)空き家等対策計画及び空き家等対策協議会について

条例に規定することで、将来にわたっての実効性の担保

(2)特定空き家等に対する法に基づく措置の実施について

各措置を実施する段階で空き家等対策協議会へ協議にかけることで手続きの明確化や措置の公平性・公正性を確保